

人文社会科学部・理学部・農学部
令和2年度教育実習

事前指導Ⅴ（後半）セルフラーニング資料

全学教職センター

1. はじめに

令和2年度に教育実習を行うみなさんへ。

本年2月下旬より「新型コロナウイルス」感染拡大の問題が発生したために、本年度に入っても、現時点までに、大学においてはもちろん、国内各地の学校において、教育活動全般の日程・内容・方法等について大幅な変更が生じることとなりました。そのため、教育実習に関わっても、昨年度末までに決定していた事項にさまざまな変更が生じました。具体的には、春～夏期に予定されていた教育実習は全て秋期以降に変更（延期）となり、これに伴って大学において予定していた事前指導や諸手続きにおいても、日程や内容を変更しました。

昨年度末時点では、「事前指導Ⅴ」は90分×2コマで行い、前半は全員共通に、後半は春～夏期実習予定者に対しては引き続いて（連続して）行って、秋期以降実習予定者には7月に行う予定でした。

が、上記の状況から、全員共通の「セルフラーニング」として「事前指導Ⅴ」を4月に一括実施し、その後の状況に合わせて必要な連絡を行うこととしていました。

7月下旬を迎えた現在、未だ問題は収束しておらず、今後更なる拡大・混乱も懸念されます。今後の社会情勢を注視しつつ、慎重な対応が求められるところです。問題が収束に向かうことを祈りながら、現時点においてはひとまず、予定に従って教育実習の準備を進めていかななくてはなりません。

そこで、当初の予定で秋期以降の教育実習予定者に対して行うこととしていた「事前指導Ⅴ」の「後半」に相当するものとして、全員を対象として本資料による「セルフラーニング」を実施することとしました。

この「セルフラーニング」は8月14日（金）までに実施し、資料の最後
に示す方法によって完了報告をしてください。

本資料を通じて、それぞれ、秋期以降の教育実習実施に関する諸事項をよく理解し、それぞれ必要な準備を進めていただきたいと思います。

2. 4月実施,「事前指導Ⅴ」(セルフラーニング)の内容再確認

まずは,4月の「セルフラーニング」の内容を再確認してください。
全学教職センターのWEBサイトにアップした資料は,現在も閲覧することができます。もう一度全体を見直してください。

○今年度における教育実習の流れ

- … 教育実習そのものの日程が全て9月以降となったこと,各学部からの書類(『教育実習履修簿』を含む)は郵送となったことを除き,全体の日程に変更はありません。

○第1章 教育実習開始までの準備と手続き

1. 教育実習日程等の確認

- …新しい日程は確認できたでしょうか。まだ決定していない学校もあると思いますが,連絡を待ちましょう。大学(各学部)に連絡が来ている場合もあります。心配な場合は所属学部の学務グループに問い合わせてください。

2. 書類等の受け取り

…書類（『教育実習履修簿』を含む）は、各学部からの郵送としました。手元に届いているでしょうか。届いていない場合（特に当初から秋期以降に実習が予定されていた人）は、所属学部の学務グループにお問い合わせください。

3. 書類等の準備

…特に変更はありません。各自、事前指導（面接）日に向けて、準備をしてください。

4. 体調の管理

…概ね変更はありません。ただし、実習直前までの体調管理に関して、別に新たな指示があります。別項を参照してください。

5. 学校での事前指導（面接）

…概ね変更はありません。さらに学校から具体的な指示や連絡を受けている場合はそれにしたがってください。日程については1と同様な方法でよく確認しましょう。

○第2章 教育実習の実施にあたって一心構え・留意事項一

- … 特に変更はありません。ただし、日々の健康管理については一層よく注意する必要があります。また、実習期間中における行動の仕方（特に生徒との交流等）に関しては、学校からの注意・指示があると思われるので、しっかり受け止め、遵守しましょう。

○第3章 教育実習終了後、事後指導

- … 現時点では特に変更はありません。終了後のレポートについて指示をしていますが、それとは別に、「教職実践演習」（必修科目、教育実習終了後に集中開講）において、担当者から教育実習に関わるレポート課題が出ています。別項を確認してください。

以上、4月の「セルフラーニング」資料の再確認事項でした。

繰り返しになりますが、今後の情勢・状況に応じてさらなる変更が生じることもある程度想定しなくてはなりません。そうならないことを祈りながら、現状に応じてしっかり準備していきましょう。

3. 健康（体調）管理に関する追加事項

前項，4月の「セルフラーニング」資料における第1章の4および第2章の中で，教育実習事前および教育実習期間中における健康（体調）管理について述べました。このことに関して，その後および現在の状況に鑑み，以下のことを追加します。

【教育実習開始までの遵守事項】

- (1) 今後，教育実習開始日まで，これまで以上に，感染防止に努めること。不要不急の外出を控え，感染リスクのある行動，アルバイト等を自粛すること。
- (2) 感染の疑い，症状等がある場合は外出せず，自宅等で静養すること。もし，息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症

状のいずれかがある場合、発熱や咳などの症状が長く続く場合は、かかりつけ医や最寄りの保健所（水戸市の場合、水戸市保健所、帰国者・接触者相談センター：029-350-7650）に相談すること。

(3) 異状があり、特段の対応を要する（入院等）場合には、速やかに教育実習校、大学（所属学部）に連絡し、指示を仰ぐこと。

(4) **教育実習開始日から起算して2週間前**から、別添ファイルの「**自己健康管理票（教育実習前2週間）**」に、日々、所要事項を記入し、体調を管理すること。

(5) 上記の期間中に(2)のような異状があった場合には、(2)および(3)と同様に対応すること。

異状が発生した場合にはもちろん教育実習はいったん実施見送りとせざるを得ません。その後の対応は状況に応じて判断します。

【教育実習期間中の遵守事項】

- (1) 先にも述べたように、実習期間中の学校内での行動の仕方等については、学校からの指示・指導にしたがうこと。通勤時、公共交通機関を利用する場合はマスクの着用，1日を通じて手洗い・うがいを励行するなど、感染対策を十分にとること。
- (2) 教育実習期間には、別添ファイルの「**自己健康管理票（教育実習中）**」に、日々、所要事項を記入し、体調を管理すること。
- (3) 教育実習期間中に、前項に挙げたような異状があった場合には、速やかに学校に連絡・相談すること（自己判断のみで行動しないこと）。またその状況・結果を大学（所属学部）にも連絡・報告すること。
- (4) 自宅待機を指示されたら、それにしたがうこと。なお、それによっ

て所定の勤務日数を満たすことができなくなった場合には、後述する方針に沿って対応することとなる。

*なお、以上の事項において、別に実習校から特段の指示（学校で定められた健康管理の方法など）があれば、本学で定めた上記のことにも取り組んだうえで（重ねて）、それにしたがうこと。

*「自己健康管理票」は提出を求める場合がある。終了後も保管しておくこと。

【教育実習終了後】

- (1) 教育実習の終了後も、2週間程度、「自己健康管理票」の事項に沿って体調を自分でよく点検すること（記入・記録は不要）。
- (2) 異状を感じたら、先に述べた医療機関等に相談すること。
- (3) その結果に応じて、速やかに実習校および大学に報告すること。
(状況によっては医療機関等から連絡される場合もある。)

3. 教育実習期間（日数）の取扱いについて

教育実習の期間（日数）については、法律に定められている単位数に応じて、中学校教員免許状取得のための実習：3週間（以上）、高等学校教員免許状取得のための実習：2週間（以上）としています。各学校でこれに応じて教育実習日程が設定されていることと思います。

一方、4月の「セルフラーニング」資料において教育実習の「評価表」について述べましたが、この「評価表」裏面には、実際の勤務日数が所定の教育実習期間の4分の3に達しない場合には単位を認定しない旨を記載しています。即ち、4分の1にあたる日数までの欠勤は、それをもって、即、単位認定不可とはならないということです。

ただし、これはもちろん急な病気等への対応を想定しているものであり、理由を問わず欠勤を認めるということではありません。教育実習は所定の期間・日数の全てに勤務することが大前提です。

今年度の場合、前項の「健康管理」の問題に関わって、体調の異状に伴い自宅待機が必要となった場合には、それが前記の日数（実習日数の4分の1）内におさまれば、それは「欠勤」を認められる事由と判断されます。もし、学校側からこれに関する質問・確認があった場合、必要に応じては大学に問合せをしていただくよう、伝えてください。

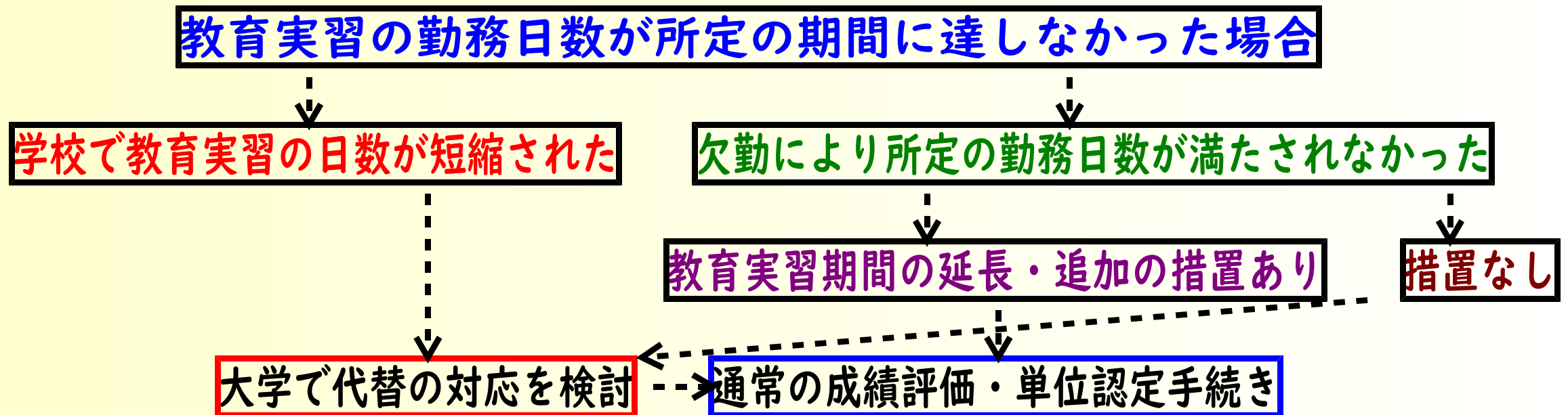
ただし、その欠勤が教育実習期間内のいつの時点で起こったか、など、また学校側の方針・判断によって、扱いは異なります。

学校側の判断によって、欠勤の日数分、実習期間が延長もしくは追加されるという場合、それにしたがって実習を延長・追加しなければなりません。むしろ、延長・追加の措置をとっていただくことに感謝して、実習を行ってください。

一方で、自宅待機・欠勤が長期にわたる場合、そして学校側で期間延長・追加、日程の再設定などが難しい場合、基本的には教育実習単位は保留とせざるを得ません。その後の対応については、一律の方針は定め難いので、学校・大学、また本人との協議・調整のうえで検討します。

教育実習日程が変更になり、当初の予定で確保されていた期間（日数）が短縮された場合も、前述の場合と同様、一律の方針を立てることは難しいので、状況に応じて対応を検討していきます。このような場合、文部科学省からの通達により、大学において設定した活動によって代替とすることができますので、短縮された日数に応じて対応します。

まとめると、以下のような対応となります。



4. 教育実習終了後について

教育実習の終了後については、既に述べたとおり4月の「セルフラーニング」資料に示したことに変更はありません。

○所属学部学務グループへ、レポートを提出

(原則として終了後1週間以内)

○「教育実習事後指導」の受講(90分×2)

- ・教育実習のふりかえり(講話・グループ討議など)
- ・3年次向けの発表(教育実習の成果報告)

以上を経て、成績評価・単位認定の手続きへ進むこととなります。

また、上記とは別に、「教職実践演習」の事前課題として、別紙の内容によりレポートを作成してください。「教職実践演習」の日程、「教育実習事後指導」の期日については後日連絡しますので注意してください。

5. 終わりに

この資料による「セルフラーニング」を終え、内容をすべて理解できたら、下記のリンクからMicrosoft Formsのフォームを開き、所要の事項を記入、チェックして、「送信」してください。

はじめに述べたように、8月14日（金）までに完了、送信してください。

○セルフラーニング完了報告フォーム（リンク）

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=EwOyHonCO0GKuRRvQf_3O97W0sYb1RNJqwaPIcRCk0ZUQkk2S0VMNDREVIUwR0xKSTM0STJUWDNSRi4u

質問・問合せは所属学部の学務グループ、または全学教職センターまで、メールにてお願いします。

現状、まだまだ心配なこともあります。無事に実習の開始日を迎えられるよう、できる準備をしっかりと進めておきましょう。

○全学教職センター

WEBサイト：<http://center.edu.ibaraki.ac.jp/>

メール：center-te@ml.ibaraki.ac.jp

(担当教員・昌子佳広 / 担当事務職員・菅谷香)

○人文社会科学部学務グループ

メール：hum-gakumu@ml.ibaraki.ac.jp

○理学部学務グループ

メール：sci-gakumu@ml.ibaraki.ac.jp

○農学部学務グループ

メール：toshio.narahashi.aoi@vc.ibaraki.ac.jp

：yoshinobu.hayashi.0000@vc.ibaraki.ac.jp